

## ○座間市優良工事表彰要綱

(平成24年8月23日告示第125号)

改正 平成28年2月24日告示第11号

### (目的)

第1条 この告示は、市が発注した工事について、他の請負業者の模範となる特に優良な工事を施工した請負業者を表彰することにより、その技術及び意欲の更なる向上を図り、もって市における工事の品質の向上及び建設産業の振興に資することを目的とする。

### (表彰対象者)

第2条 この告示による表彰（以下「表彰」という。）は、本市が発注した工事を優秀な成績で施工した請負業者を対象とする。

### (表彰の対象工事)

第3条 表彰の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市が発注し、前年度に完成検査が完了したもの
- (2) 請負金額が500万円を超えるもの
- (3) 座間市請負工事成績評定要領に規定する座間市請負工事成績評定採点基準における評定点が80点以上のもの

### (欠格事項)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象者としな

- (1) 前々年度又は前年度に完成した市が発注した工事を施工した者で、座間市請負工事成績評定採点基準の評定点が65点未満であったもの
- (2) 前々年度の4月1日から表彰の日までの間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条及び第29条に基づく国土交通大臣若しくは神奈川県知事の監督処分を受けた者又は座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年座間市告示第29号）に基づく競争入札参加停止及び指名停止の措置要件に該当した者
- (3) その他表彰することが不相当と認められる者

### (被表彰者の推薦)

第5条 工事主管課長及び検査主管課長は、第3条に規定する表彰の対象工事と認められるものがあるときは、当該工事の請負者を優良工事表彰推薦書（別記様式）により、市長に提出するものとする。

2 前項に規定する工事主管課長が優良工事表彰推薦書を市長に提出する場合には、検査主管課長を経由するものとする。

### (審査委員会)

第6条 表彰について必要な事項を審査するため、座間市優良工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 3 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(被表彰者の決定)

第8条 市長は、委員会の審査を経て被表彰者を決定する。

(被表彰者の公表)

第9条 市は、被表彰者を市のホームページ及び広報紙で公表するものとする。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、原則として年1回表彰状により市長が行う。この場合において、記念品等を贈ることができる。

(表彰の取消し)

第11条 市長は、被表彰者が表彰を受けた工事に関し、第4条第2号に該当する事実が判明した場合は、当該表彰を取り消すものとする。

(庶務)

第12条 表彰に関する庶務は、検査主管課が行う。

(実施細則)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 表彰は、この告示の施行の日以後に契約する工事について行うものとする。

附 則 (平成28年2月24日告示第11号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

委員長	副市長
副委員長	総務部長
委員	企画財政部長

	都市部長
	上下水道局長
	教育部長

別記様式（第5条関係）

優良工事表彰推薦書

[別紙参照]

## 優良工事表彰推薦書

工事名称	年度		工事	
請負業者				
請負金額	円			
工事場所	座間市			
契約締結日	年	月	日	
工期	年	月	日	～ 年 月 日
完成日	年	月	日	検査年月日 年 月 日
工事概要				
現場代理人		主任(監理)技術者		
評定結果		評	点	点
推薦理由				

## 注意事項

- 1 本様式は、推薦する工事ごとに提出する。
- 2 推薦理由は、地元対策、環境対策、施工管理、安全管理等に関する事項を具体的かつ簡潔に記載する。